



国際条約等の動向

一般財団法人日本海事協会 国際部

Vol. 2026-02 25 May 2026

IMO MSC 111 審議速報

2026 年 5 月 13 日～5 月 22 日に開催された、国際海事機関（IMO）第 111 回海上安全委員会（MSC 111）の審議概要をお知らせします。

1. 採択された条約及び関連コードの主要な改正

今回の会合で採択された主要な義務要件は以下の通りです。

(1) SOLAS 条約 V 章及び HSC コードの改正

VHF データ交換システム（VDES、船舶自動識別装置（AIS）の機能に加え、VHF での双方向通信機能等を有するシステム）を AIS の代替として搭載できるようにするための SOLAS 条約 V 章及び HSC コードの改正。また、VDES の性能基準があらわされて採択された。

発効日：2028 年 1 月 1 日

(2) 2011 ESP コードの改正

遠隔検査技術（RIT）に関する要件を追加する 2011 ESP コードの改正。船体構造の増設検査のための RIT 事業者の認証等についても新たに規定される。なお、RIT の標準化及び安全な使用を担保するものとして、RIT 使用に関するガイドラインがあらわされて承認されている。（3.2(1)参照）。

発効日：2028 年 1 月 1 日

(3) IP コードの改正

復原性計算に用いる乗客人員（IP）の体重を 75 kg から 90 kg に変更する IP コード第 IV 部の改正。

発効日：2028 年 1 月 1 日

(4) LSA コードの改正

自由落下式救命艇を連水させることなく脱陸装置を試験できる装置（受動連水装置）に関する形質要件の追加及び従来決議本文のみに記載されていた改正部分の適用対象を LSA コード本文に含めるための LSA コードの改正。

ClassNK

2. 承認された条約及び関連コードの主要な改正

今回の会合で承認された主要な義務要件は以下の通りです。これは、2026 年 12 月に開催される MSC 112 にて採択される見込みです。

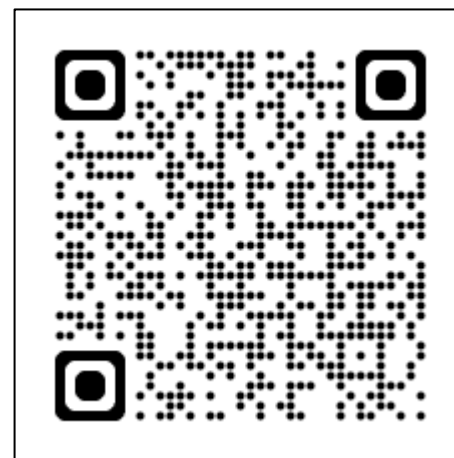
(1) IGC コードの改正

タイプ C タンク及び 0.07MPa を超える設計圧力のタイプ B タンクについて 90%を超える橋脚耐震値とする場合の要件の強化、LNG 以外の貨物を燃料として使用する際の要件、CO2 貨物の特別要件等に関する IGC コード 1-5、8-13 及び 15-19 章の改正。

ClassNK

■ 本会ウェブサイトに掲載:

[ホーム > 情報サービス > IMO 及び IACS の動向 > IMO の動向](#)



その他、船級及び条約サービス関連の各種情報についても掲載

海洋環境保護

- 1 温室効果ガス(GHG、Green House Gas)規制
- 2 バラスト水管理条約の見直し
- 3 北東大西洋ECA(排出規制海域)の追加

海上安全

- 1 自動運航船(MASS)
- 2 暴露甲板上のガードレール
- 3 2011 ESPコード改正(遠隔検査技術)

1. 温室効果ガス（GHG、Green House Gas）規制

国際海運（IMO）の対応

- 2013: エネルギー効率設計指標（EEDI）
船舶エネルギー効率管理計画書（SEEMP）
- 2018: IMO GHG削減戦略（初期戦略）の採択
- 2019: 燃料消費量実績報告制度（IMO DCS）
- 2023: IMO GHG削減戦略（2023年版）の採択
就航船のエネルギー効率指標（EEXI）
燃費実績格付け制度（CII）

} 短期対策

GHG排出削減の「中期対策」策定に向けて審議を継続中

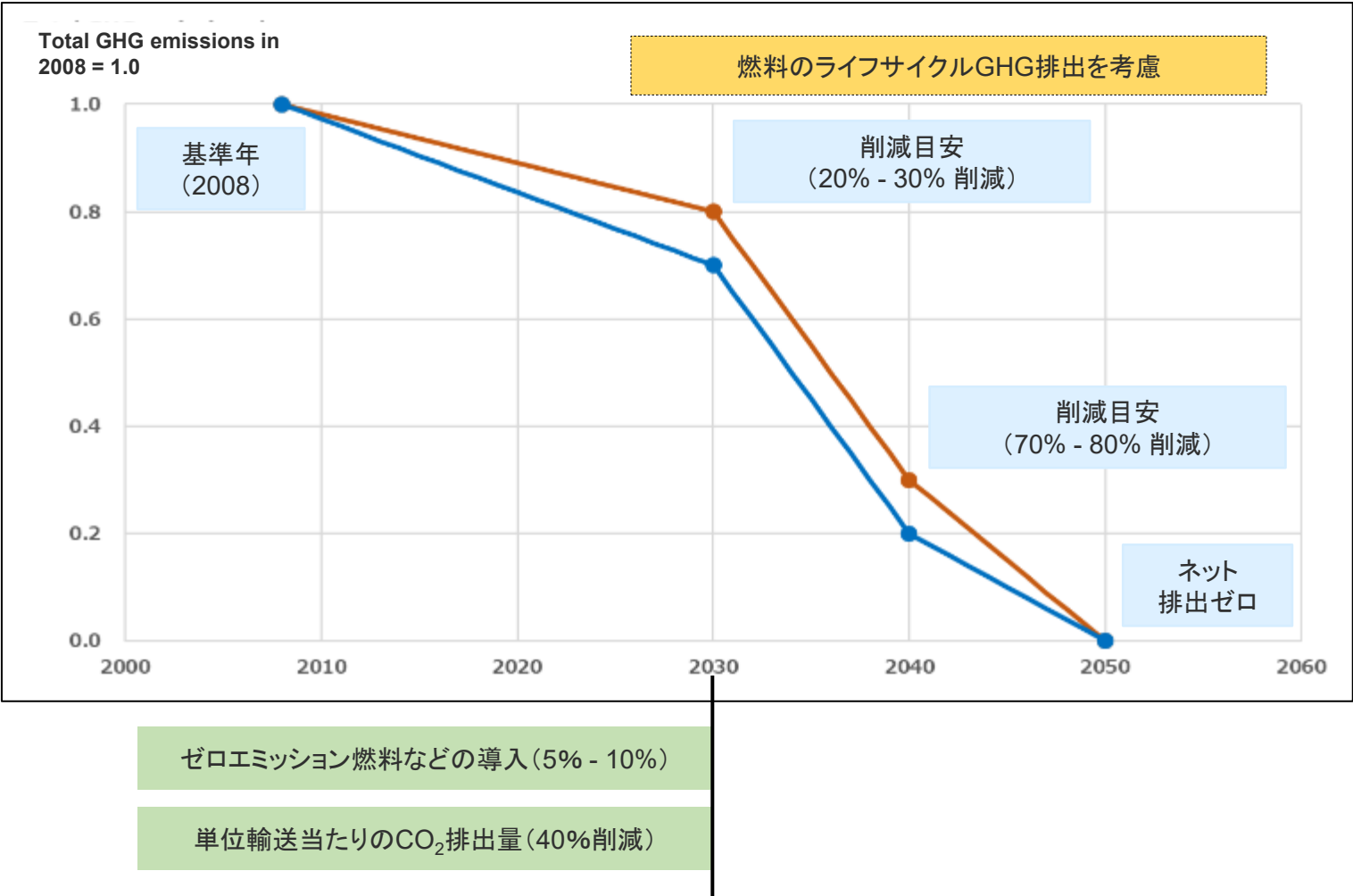
- 2050年までのGHG排出削減目標の達成
- 現時点の中期対策案は「IMO Net-Zero Framework」とも呼ばれる



1. 温室効果ガス（GHG、Green House Gas）規制

■ 2023 IMO GHG 削減戦略

目標年	GHG排出削減目標(2023年版)
2030年	- 輸送効率最低40%改善(2008年比) - GHG総排出量の最低20%削減(30%削減を目指す)(2008年比) - ゼロエミッション燃料等の最低5%普及(10%普及を目指す)
2040年	GHG総排出量の最低70%削減(80%削減を目指す)(2008年比)
2050年	遅くとも2050年頃までにGHGネット排出ゼロ

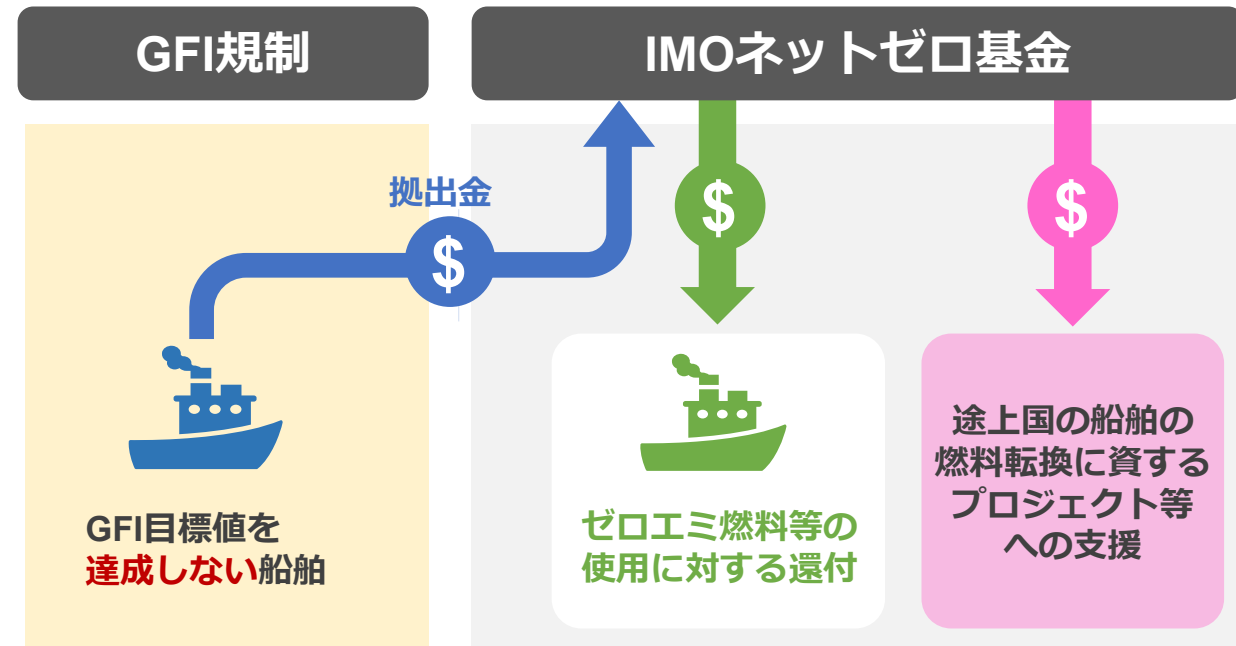


1. 温室効果ガス（GHG、Green House Gas）規制

GFI: GHG Fuel Intensity (GHG強度)

■ 現時点の中期対策案

- 対象船舶: 総トン数5,000トン以上の国際航海に従事する船舶
- 中期対策案の構成:
 - ✓ 使用する燃料のGHG強度規制(GFI規制)
 - ✓ IMOネットゼロ基金による脱炭素化の促進



■ これまでの審議状況

- MEPC 83(2025年4月)にて、MARPOL条約附属書VIの改正案を承認*
- MEPC臨時会合(2025年10月)**では採択は行われず、審議を一年間延期することに合意
- 延期となったMEPC臨時会合を、改めて2026年末に再開予定

*通例のMARPOL条約附属書の改正は、【承認】→【採択】→【発効】の手順を踏む

**通常、MEPCの開催は年1回(理事会開催年)又は2回。2025年は本来1回のところ、中期対策の早期採択が望まれ臨時会合を開催

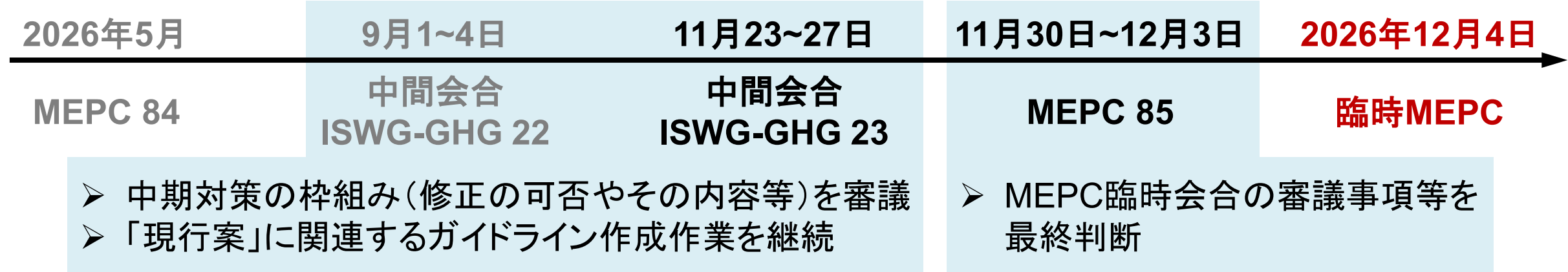
1. 温室効果ガス（GHG、Green House Gas）規制

MEPC 84 (2026年5月) の審議結果

中期対策の合意形成に向けた今後の審議プロセスに**合意**
 中間会合を2回開催し、現行案の調整を継続 ▶ MEPC 85直後にMEPC臨時会合を再開

- 本会合では、各国の立場が確認された
- 議場にて**100以上の発言**があり、各国が賛否及び懸念を表明
 - 多くの国は、**中間会合での審議(及び内容の調整)は可能**との立場

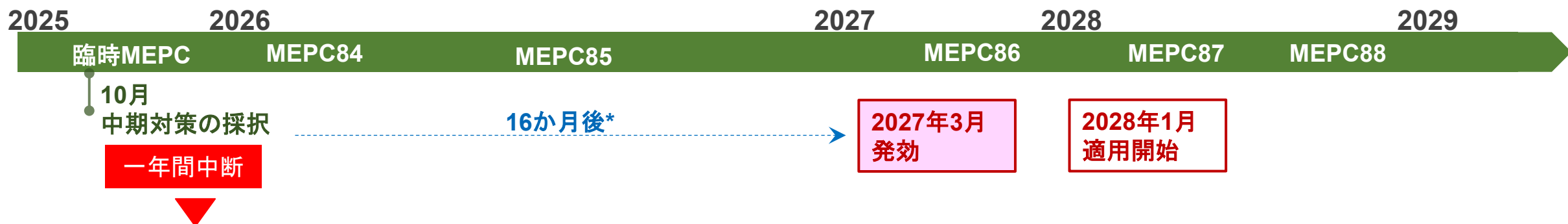
中期対策に関する懸念点払拭等のため、MEPC 85までに2回の中間会合開催を決定



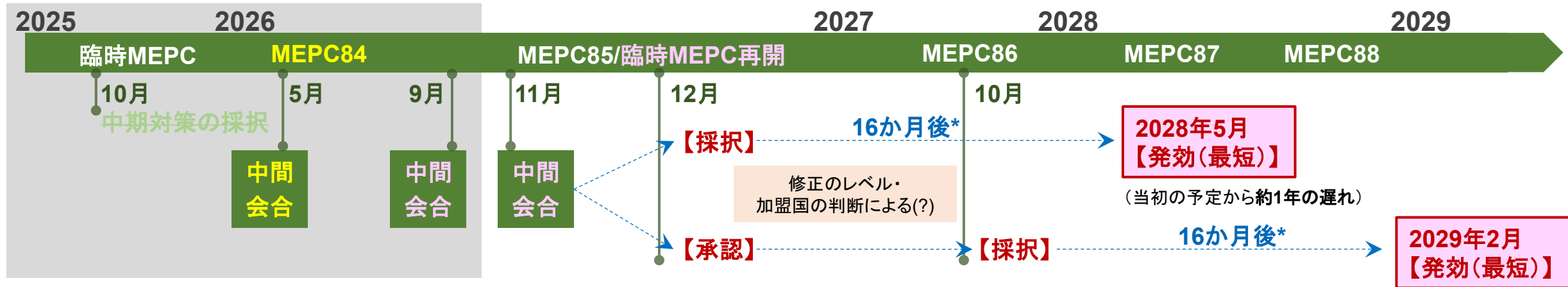
1. 温室効果ガス（GHG、Green House Gas）規制

■ 今後の審議について

当初の予定



今後の審議・条約発効スケジュールのイメージ



*MARPOL条約附属書の改正は、【採択】から16か月後に発効

(当初の予定から約2年の遅れ)

海洋環境保護

- 1 温室効果ガス (GHG、Green House Gas) 規制
- 2 バラスト水管理条約の見直し
- 3 北東大西洋ECA (排出規制海域) の追加

海上安全

- 1 自動運航船 (MASS)
- 2 暴露甲板上のガードレール
- 3 2011 ESPコード改正 (遠隔検査技術)

2. バラスト水管理条約の見直し

バラスト水管理条約

- 有害な外来水生生物等が寄港地の海洋環境や生態系に与える影響を抑制
- 2017年9月に発効
- 経験蓄積期間(EBP)を経て、条約の適用実績や運用上の課題をIMOで集約
- EBPに基づく条約レビュー計画(CRP)をMEPC 80(2023年7月)で承認

MEPC 84(2026年5月)の審議結果

バラスト水管理条約附属書の改正案を承認 ✓

- MEPC 85(2026年12月)にて採択予定

2026年バラスト水管理計画ガイドライン(G4ガイドライン)(MEPC.409(84))を採択 ✓

- 上記条約改正の発効に合わせて適用となる予定

一方、条約改正と合わせて承認予定であったBWMSコード改正案は未承認

- MEPC 85までの最終化に向けて議論を継続

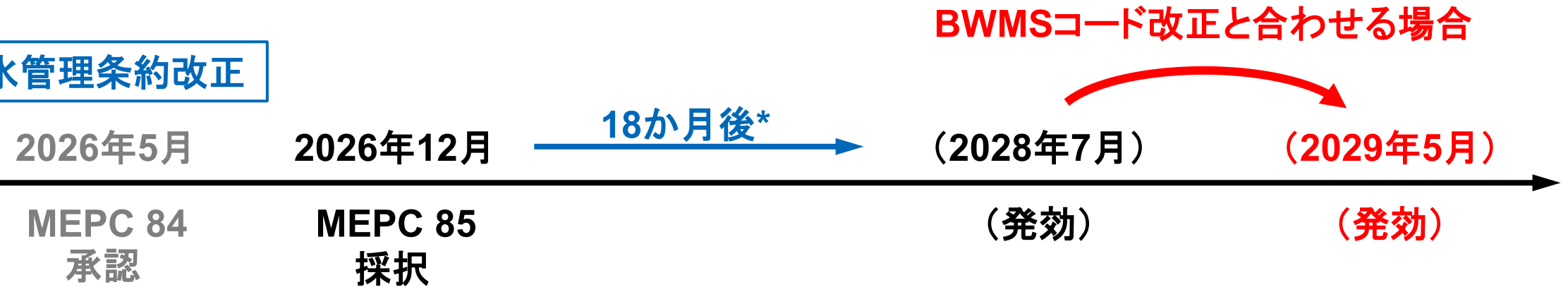


2. バラスト水管理条約の見直し

バラスト水管理条約及びBWMSコード改正の発効スケジュール見込み

- MEPC 85に提出されたバラスト水管理条約改正案には2つの日付が記載

バラスト水管理条約改正



BWMSコード改正



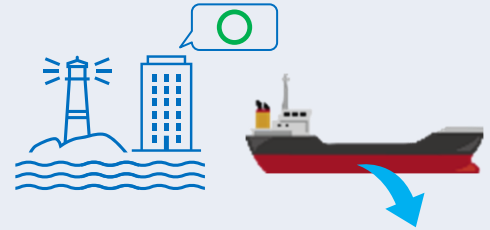
*BWM条約附属書及びBWMSコードの改正は、【採択】から18か月後に発効

2. バラスト水管理条約の見直し

バラスト水管理条約附属書改正案の主な内容(1/2)

適用除外(A-3規則)

「厳しい水質条件(CWQ)での運航時又は非常時の対応として、公海又は港湾国の指定する海域での排水」を除外対象に追加 ▶ これまでガイダンスに依拠していた運用を条約に規定



バラスト水管理計画(B-1規則)*

*バラスト水管理計画ガイドライン(G4ガイドライン)の改正にも関連

バラスト水管理計画書(BWMP)への以下の記載を義務化

- BWMSの承認様式(BWMSコード、G8 Guideline又はD-4規則の適用)
- BWMSメンテナンスの大まかな手順及び間隔(詳細は手順書を参照)
- 安全なバラスト水交換の手順
- BWM.2/Circ.62に基づく非常時の対応計画
- (必要に応じて)処理済み汚水及びグレーウォーターをバラストタンクへ一時貯留する場合の手順(BWM.2/Circ.82)

条約改正発効日までに
改正BWMPの承認が必要

バラスト水記録簿(B-2規則)

BWMSのマニュアル及び製造者のメンテナンス計画に沿った、詳細なメンテナンス作業(又はメンテナンスログ)の記録を義務化

2. バラスト水管理条約の見直し

バラスト水管理条約附属書改正案の主な内容(2/2)

職員及び乗組員の任務(B-6規則)

「船員が本船のバラスト管理システムとBWMPを熟知することを示す証拠」の船上所持を義務化

バラスト水の処理のための実施基準(D-2規則)

活性物質を使用するBWMSの最大許容放出濃度(MADC)の設定及び遵守を義務化

検査(E-1規則)

以下を義務化

- 中間及び更新検査におけるバラスト水処理能力の状況確認
- 毎年の検査時における残留活性物質のサンプリング(該当する場合)
- 事故時又はバラスト水処理能力に影響を及ぼす故障時、是正計画とその期限を旗国主管庁(及び港湾国)に報告

その他、国際証書及びバラスト水記録簿の書式(付録I, II)等の改正

- 具体的な取扱いを定める各種ガイドラインは引き続き作成予定

海洋環境保護

- 1 温室効果ガス (GHG、Green House Gas) 規制
- 2 バラスト水管理条約の見直し
- 3 北東大西洋ECA (排出規制海域) の追加

海上安全

- 1 自動運航船 (MASS)
- 2 暴露甲板上のガードレール
- 3 2011 ESPコード改正 (遠隔検査技術)

3. 北東大西洋ECA（排出規制海域）の追加

MARPOL Annex VIIによるNOx、SOx及びPMの規制

規制概要	一般海域	排出規制海域(ECA)
NOx排出規制 ディーゼル機関からのNOx排出量を制限	1次規制又は2次規制への適合	NOx 3次規制への適合
SOx及びPM排出規制 燃料油中の硫黄分含有率を制限	0.50%以下に制限	0.10%以下に制限

これまでECAとして指定された海域

海域	NOx ECA	SOx及びPM ECA
北米沿岸 米国カリブ海 バルト海 北海	✓	✓
地中海		✓
カナダ北極海 ノルウェー海	✓	✓ (2027年3月以降適用開始)



カナダ北極海



ノルウェー海

3. 北東大西洋ECA（排出規制海域）の追加

MEPC 84(2026年5月)の審議結果

北東大西洋をECAとして指定するMARPOL条約附属書VIの改正(MEPC.407(84))を採択

発効日: 2027年9月1日

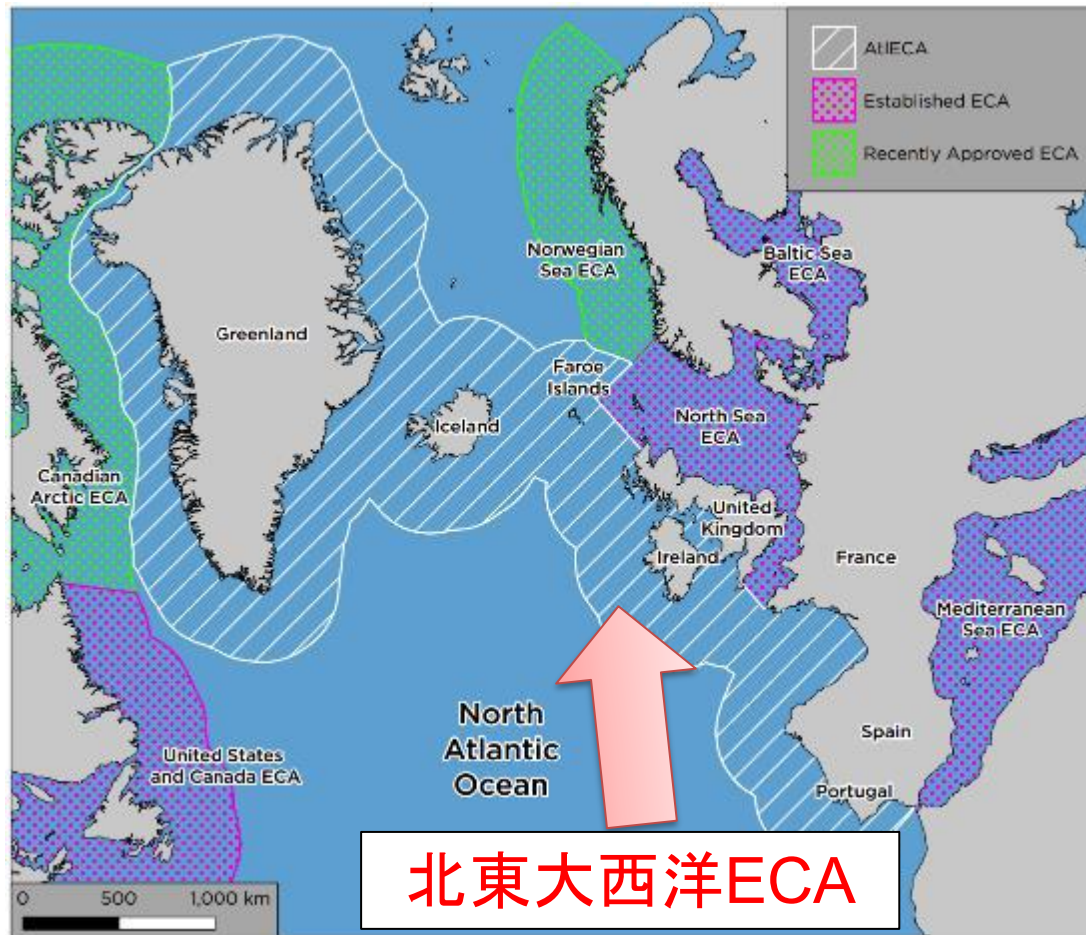
規制開始予定

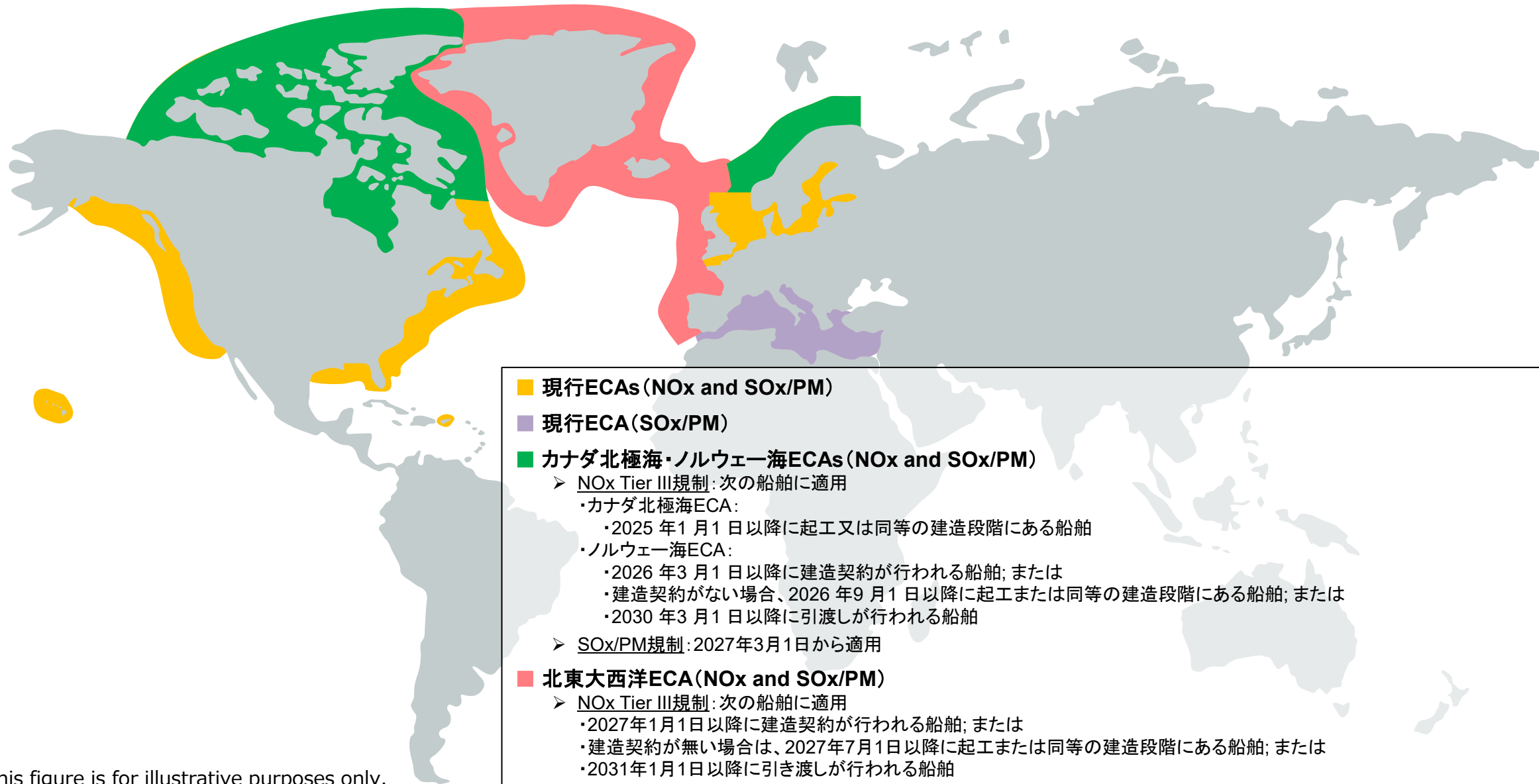
NOx排出規制(NOx 3次規制への適合)

発効日以降、以下の船舶が対象

- 2027年1月1日以降に建造契約が行われる船舶
- 建造契約がない場合には、2027年7月1日以降に建造開始段階にある船舶
- 2031年1月1日以降に引き渡しが行われる船舶

SOx排出規制(燃料油中硫黄分含有率0.10%以下)
2028年9月1日以降(発効日から12か月後)





※ This figure is for illustrative purposes only.

海洋環境保護

- 1 温室効果ガス(GHG、Green House Gas)規制
- 2 バラスト水管理条約の見直し
- 3 北東大西洋ECA(排出規制海域)の追加

海上安全

- 1 自動運航船(MASS)
- 2 暴露甲板上のガードレール
- 3 2011 ESPコード改正(遠隔検査技術)

1. 自動運航船（MASS）

船舶の自動化や無人化のための開発が進んでいる一方、対応する国際条約等の関連要件が整備されていない

自動運航船 (Maritime Autonomous Surface Ship, MASS) に適用すべき条約要件を検討した結果、既存の条約とは独立した、自動運航船のための要件 (MASS Code) を作成する方針に合意

MSC 106 (2022年11月) より審議開始

MSC 111 (2026年5月) の審議結果

- .1 非強制コードが採択された。
- .2 Road mapが改正された。(強制コードの2030年採択、2032年発効の目標は変わらず)



1. 自動運航船 (MASS)

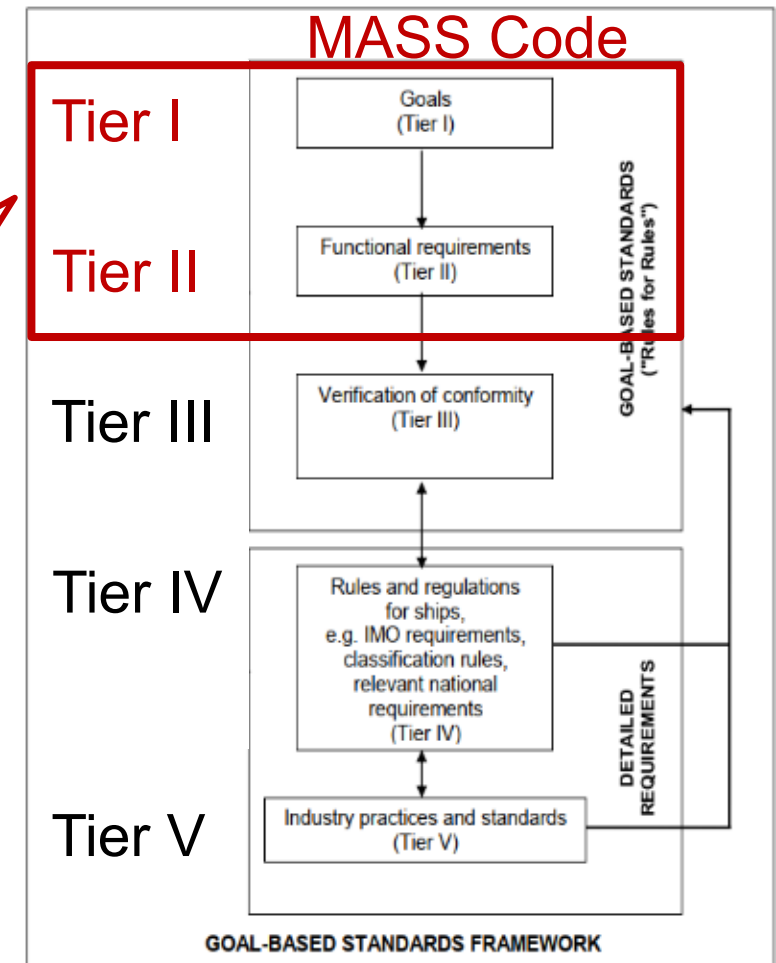
1. 目標指向型 (Goal-Based)
GBS (Goal-Based Standards) ガイドラインに従う

2. 3部構成
PART 1 : イントロダクション
適用範囲と定義

PART 2 : 主要原則
すべての自動運航船に共通する要件
(ConOps*ベースの承認プロセスなど)

PART 3 : 目標・機能要件・期待性能
自動化・遠隔化されるタスクごとの機能要件
(ConOps*に応じて旗国が適用可否を判断)

*ConOps: Concept of Operation (運用コンセプト)



*MSC.1/Circ.1394(Rev. 2)

1. 自動運航船 (MASS)

今後の予定

2026 (MSC 112) : Experience-Building Phase (EBP)の枠組みを決定
非強制MASSコードの小委員会へのレビュー要請



2027 : 試適用データの収集、小委員会でのレビュー開始



2028 : 強制コード策定の検討を開始



2030 : 強制コード及び強制化のためのSOLAS条約改正の採択



2032 : 強制コードの発効

海洋環境保護

- 1 温室効果ガス (GHG、Green House Gas) 規制
- 2 バラスト水管理条約の見直し
- 3 北東大西洋ECA (排出規制海域) の追加

海上安全

- 1 自動運航船 (MASS)
- 2 暴露甲板上のガードレール
- 3 2011 ESPコード改正 (遠隔検査技術)

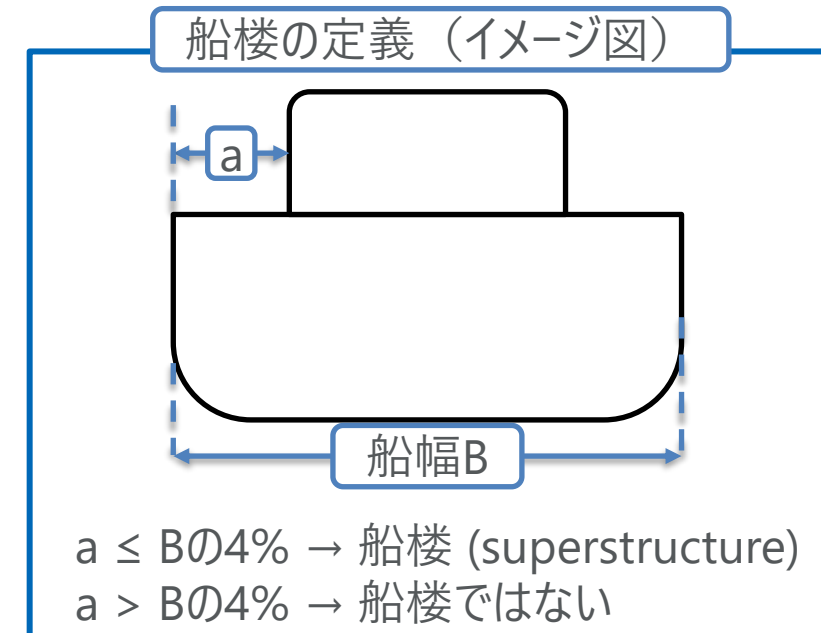
2. 暴露甲板上のガードレール

LL条約 附属書I 第25規則では、暴露甲板上のガードレールについて、以下の通り規定されている。

- 暴露甲板の周囲には高さ1 m以上のガードレール又はブルワークを設けること
- 船楼甲板又はフリーボード甲板上のガードレールは、少なくとも3本の横棒とし、最下段の横棒の隙間は230 mm、それ以外の横棒の隙間は380 mmを超えてはならない
- その他の場所のガードレールは、少なくとも2本の横棒としなければならない

MSC 107(2023年5月)において、以下のような安全上の懸念から、条約改正が提案された。

- 2本の横棒では横揺れや悪天候時に手すりの開口から転落するおそれがある
- 船体の大型化に伴い、上部構造物が規則上の船楼に該当せず、3本の横棒が要求されないケースが増えた



2. 暴露甲板上のガードレール

MSC 111 (2026年5月)の審議結果

LL条約 附属書I 第25規則の改正を採択

適用対象: 2028年1月1日以降に起工又は
同等段階にある船舶



3条のガードレールとチェーン (SDC 10/11 Figure 2)

改正の概要は以下の通り。

- ガードレール又はブルワーク設置対象にall exposed sea access holes (ムーンプール等)を追加
- 「ガードレールは少なくとも3本の横棒とし、最下段の横棒の隙間は230 mm、それ以外の横棒の隙間は380 mmを超えてはならない」について、**対象をすべての暴露甲板に拡大**
- ガードレールの代わりに許容されるチェーンについて、合理的に実行可能な限り (reasonably practicable) タイトに張る旨追記

海洋環境保護

- 1 温室効果ガス(GHG、Green House Gas)規制
- 2 バラスト水管理条約の見直し
- 3 北東大西洋ECA(排出規制海域)の追加

海上安全

- 1 自動運航船(MASS)
- 2 暴露甲板上のガードレール
- 3 2011 ESPコード改正(遠隔検査技術)

3. 2011 ESPコード改正（遠隔検査技術）

SOLAS条約XI-1章第2規則

ばら積み貨物船及び油タンカーは2011 ESPコードに基づいて強化された検査計画を受ける。



遠隔検査技術 (Remote Inspection Technique: RIT) の向上及び普及を受け、ESPコードの改正が提案され、SDC 10 (2024年1月)より審議が開始された。



MSC 111(2026年5月)の審議結果

2011 ESP Codeの改正及びRIT使用のためのガイドラインを採択

発効日: 2028年1月1日

適用対象: ばら積み貨物船及び油タンカー

概要: 精密検査におけるRIT使用の条件及びRIT事業者の承認について規定

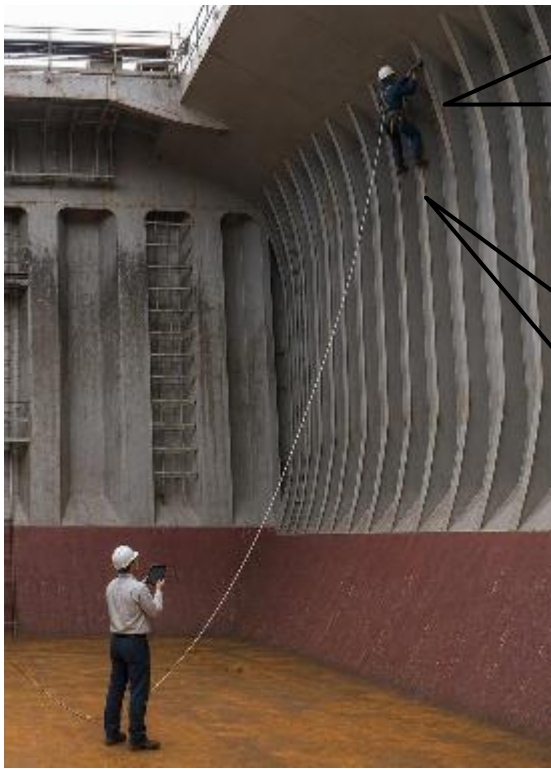


ESP対象	ESP非対象

3. 2011 ESPコード改正（遠隔検査技術）

遠隔検査技術 (Remote inspection technique)

検査員が直接物理的にアクセスすることなく、構造の検査を行うための手段



検査員は現場で映像を確認しつつ検査を実施

遠隔検査 (Remote survey)

限定的な検査項目について、検査員による現場での立会検査を行わず、規則に適合していることを検証するもの



3. ESP Code改正（遠隔検査技術）

検査関連要件

適用のための条件

- RITを実施する事業者は主管庁の承認を得た事業者であること。
- 第3回定期検査後の定期的検査におけるRITの適用は、主管庁の承認が必要。
- 塗装状態がGOODであること。（バラストタンク及びPSPCが要求される二重船側区画）
- 腐食、亀裂又は座屈等の著しい構造損傷の発生履歴が記録されている箇所には適用不可。

検査計画書への記載

- 検査計画書に条件や適用区画等を示すこと。

検査履行時

- 各検査の実施に先立ち、RIT検査の有効性の確認を行うこと。
- 検査の結果、損傷等が確認された場合又は詳細な検査を擁すると検査員が判断した場合はRITを使用しない方法により検査を実施する。
- 検査員が任意に選択した箇所について、RITの有効性の確認のための検査を実施する。

3. ESP Code改正（遠隔検査技術）

事業所承認関連要件

RITシステムの性能

- RITシステムの安全性、精度、データ保存等について目標、機能要件及び期待性能を規定。

試験

- 書類審査、模擬試験及び船上試験が必要となる。

承認証書

- 承認された事業所に事業所承認証書を発行
- 承認証書の有効期限は3年とする。



2028年1月1日以降、ESP船のRITを実施する事業者は事業所承認の取得が必要



Thank you for your kind attention